

○山梨市簡易水道条例施行規程

令和2年3月31日

公営企業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨市簡易水道条例（平成17年山梨市条例第155号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 山梨市簡易水道条例施行規程の運用に関してこの規程に定めのない事項については、山梨市水道条例施行規程（平成17年公営企業管理規程第6号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「山梨市水道条例（平成17年山梨市条例第216号）」とあるのは、「山梨市簡易水道条例（平成17年山梨市条例第155号）」と、「山梨市水道事業会計規程（平成17年山梨市公営企業管理規定第5号）」とあるのは、「山梨市簡易水道事業会計規程（令和2年山梨市公益企業管理規定第3号）」と読み替えるものとする。

第3条から第24条まで 削除

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、山梨市簡易水道条例施行規則（平成17年山梨市規則第83号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程による制定後の山梨市簡易水道条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和6年3月28日公企管規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。